

建築確認の対象（建築物）

令和 7 年 4 月 1 日現在

適用区域	建築分類	建築確認申請を必要とする場合（法 6 条 1 項）			
		用途 (法別表第 1 (イ)、施行令 115 の 3)	規模 (法)	工事種別	提出先
全 域	1 号	劇場・映画館・演芸場・観覧場・ 公会堂・集会場	左記用途に供する部分の床面積 の合計 > 200 m ²	新 築 増 築 改 築 移 転 大規模の修繕 大規模の模様替 特殊建築物への 用途変更	1 行政庁 県、県土木事務所及び 奈良市、橿原市及び生駒市の の建築主事 2 指定確認検査機関
		病院、患者の収容施設がある診療 所・ホテル・旅館・下宿・共同住 宅・寄宿舎・児童福祉施設等			
		学校・体育館・博物館・美術館・ 図書館・ボーリング場・スキー場 ・スケート場・水泳場・スポーツ の練習場			
		百貨店・マーケット・展示場・キ ャバレー・カフェ・ナイトクラブ ・バー・ダンスホール・遊技場・ 公衆浴場・待合・料理店・飲食店 ・物品販売業を営む店舗(10 m ² を超えるも の)			
		倉庫			
		自動車車庫・自動車修理工場・ 映画スタジオ・テレビスタジオ			
全 域	2 号		階数 ≥ 2 又は 延面積 > 200 m ²	同 上	
都市計画区域内 又は知事の指定 区域	3 号	1、2号以外の建築物	規模に関係なし	新築・増築 改築・移転	